

任意継続被保険者の資格を失うとき

以下の場合に資格を喪失します。

	資格喪失事由	資格喪失日	手続き
①	被保険者期間が満了したとき（最長2年間）	資格喪失予定日と同日	任意継続被保険者資格喪失申出書の提出は不要です。
②	納付期日までに保険料を納めないとき	法定納付期日の翌日	任意継続被保険者資格取得申出書の提出は不要です。
③	就職等より他の健康保険等の被保険者資格を取得したとき	資格取得日と同日	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続被保険者資格喪失申出書 資格取得日が確認できる書類（新たに取得した被保険者「資格情報のお知らせ」の写し等）
④	被保険者が死亡したとき	死亡日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続被保険者資格喪失申出書 死亡日の確認できる書類（死亡診断書の写し等）
⑤	後期高齢者医療制度の被保険者となったとき	75歳の誕生日と同日（*1）	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続被保険者資格喪失申出書 資格取得日が確認できる書類（新たに取得した被保険者「資格情報のお知らせ」の写し等）
⑥	任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき	申出が受理された日の属する月の翌月1日	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続被保険者資格喪失申出書

（*1）被保険者が一定の障害により75歳未満で後期高齢者医療制度の被保険者となったときも、後期高齢者医療制度の被保険者となった日に資格喪失します。

資格喪失日以降、交付されているすべての証を当組合に返却してください。

- ・令和6年11月以前の加入者は「健康保険被保険者証」
- ・「資格確認書」「限度額適用認定証」「高齢受給者証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの方